

四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第44号

四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
(四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第1条 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成27年四日市市条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任 期を定めて採用された職員(企業職員(地 方公営企業等の労働関係に関する法律 (昭和27年法律第289号)第3条 第4号に規定する職員のうち地方公営 企業に勤務する者をいう。以下同じ。) を除く。以下「特定任期付職員」とい う。)には、次の給料表を適用する。		(給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任 期を定めて採用された職員(企業職員(地 方公営企業等の労働関係に関する法律 (昭和27年法律第289号)第3条 第4号に規定する職員のうち地方公営 企業に勤務する者をいう。以下同じ。) を除く。以下「特定任期付職員」とい う。)には、次の給料表を適用する。	
号給	給料月額(円)	号給	給料月額(円)
1	375,000	1	374,000
(略)		(略)	
2から5まで (略)		2から5まで (略)	
(特定任期付職員の給与条例の適用除 外等)		(特定任期付職員の給与条例の適用除 外等)	
第8条 (略)		第8条 (略)	
2 特定任期付職員に対する給与条例第 53条の3及び第60条の2第2項の		2 特定任期付職員に対する給与条例第 53条の3及び第60条の2第2項の	

<p>規定の適用については、給与条例第53条の3中「管理監督の職にあるものが」とあるのは「管理監督の職にあるもの及び任期付条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第60条の2第2項中「100分の130」とあるのは「100分の<u>172.5</u>」とする。</p>	<p>規定の適用については、給与条例第53条の3中「管理監督の職にあるものが」とあるのは「管理監督の職にあるもの及び任期付条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第60条の2第2項中「100分の130」とあるのは「100分の<u>167.5</u>」とする。</p>
--	--

第2条 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第53条の3及び第60条の2第2項の規定の適用については、給与条例第53条の3中「管理監督の職にあるものが」とあるのは「管理監督の職にあるもの及び任期付条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第60条の2第2項中「100分の130」とあるのは「100分の<u>170</u>」とする。</p>	<p>(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第53条の3及び第60条の2第2項の規定の適用については、給与条例第53条の3中「管理監督の職にあるものが」とあるのは「管理監督の職にあるもの及び任期付条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第60条の2第2項中「100分の130」とあるのは「100分の<u>172.5</u>」とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 第1条の規定（四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任

期付条例」という。)第8条第2項の改正を除く。)による改正後の任期付条例の規定は、平成31年4月1日から適用し、第1条の規定(任期付条例第8条第2項の改正に限る。)による改正後の任期付条例の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の任期付条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の任期付条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(総務部人事課)